

製材協業化支援事業補助金交付実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は「製材協業化支援事業補助金交付要綱」((以下、「要綱」という。))の実施に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)「県産木材」とは、県内で生産された原木(素材)を県内の製材工場等で製材・加工したものをいう。

(2)「優良県産木材取扱事業者」とは、やまぐち県産木材認証センターが定める優良県産木材取扱事業者認定要領により認定を受けた事業者をいう。

(事業主体)

第3条 製材協業化支援事業補助金(以下「補助金」という。)の交付は、やまぐちの農林水産物需要拡大協議会会長が実施する。

(交付対象)

第4条 要綱第3条に規定する交付対象となる製材品は、県内で生産された原木(素材)を県内の製材工場等で一次加工(製材)し、別の県内の製材等JAS認証工場または優良県産木材取扱事業者が乾燥、加工、および出荷された製材品とする。

(申請者)

第6条 補助金の交付対象者は、県内の製材等JAS認証工場または優良県産木材取扱事業者とする。

(補助事業の実施期間)

第7条 補助事業の実施期間は、令和8年3月10日までとする。

(守秘義務)

第8条 本事業に携わる者は、当該事業を行う上で知り得た秘密を厳守するとともに、これを自己の利益のために利用することはできない。

(その他)

第9条 この要領に定めるものの他、事業の実施に必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要領は、令和7年6月13日から施行し、令和7年度事業から適用する。